

浜戸川は、宇土市の都市排水や大規模の化学工場排水などが流入するため、下流部の大曲ではBODで四十五年度の平均八・五PPmが四十六年度には九・二PPmとなり、また河川内で砂利採取を行なうためSSは、四十五年度の平均八二PPmが四十六年度には九二PPmとなった。

### 水無川水系

水無川は、自流水が少なく中流部より伏流水となるため、中流部より下流には表流水がきわめて少なく、八代市に立地する紙、パルプ工場、人絹工場の排水が中流部に流入するため、河口部の産島橋でCODの年度平均は二〇三・八PPm、SSは六三PPm、またDOは〇・九PPmときわめて悪いが、四十五年度よりは良くなった。

### 球磨川水系

球磨川本川における水質調査の結果、AAランクの水域の調査地点市房ダムでは、BODが十二回の測定のうち基準をこえたのは四回であった。

Aランクの水域の調査地点多良木、球磨大橋、西瀬橋、坂本橋では、延べ三十四回の測定のうちBODの基準をこえた回数は、坂本橋七回、西瀬橋五回、球磨大橋二回であった。

Bランクの調査地点深木橋、横石、金剛橋では、BODの基準をこえた回数、深木橋十一回、横石八回であった。

### 水俣地区

水俣地区の主要な汚濁源は、化学工場の排水と都市排水であり、これらの排水は主に水俣港に流出している。流出口の百間ポンプ室前での水質は、BODが年度平均一八・三PPm、SSが一六PPmで四十五年度に比べ特に大きな変化はなかった。

### 杖立川、氷川、教良木川、桜川

それぞれのBODは、おおむね環境基準の類型AA（1PPm以下）以内の良好な水質であった。

### (2) 重金属等の調査結果の概要

#### 荒尾地先海域のカドミウム調査

カドミウムについて六地点で水採取し分析したが、いずれの地点からも検出されなかった。底質は、これと同一地点で採取したが、一般の水域に比べても高い値ではなかった。

魚介類では、乾燥重量当たりで、のりに〇・三三PPm、あさり貝に一・二五PPm、たて貝の可食部貝柱に〇・四一PPm、内臓に一一・七七PPmが検出された。

### 水俣地区の水銀調査

百間ポンプ室前、田在川合流前、水俣川河口、八幡プール前、丸島漁港流入前、合成化学工場東門排水路出口、水銀回収工場の各地点で水と泥について分析

したが、メチル水銀は、各調査地点で水質、底質ともに四十五年度同様検出されなかった。

総水銀については、水質で水銀回収工場に〇・二二PPm検出したほかは、各地点とも四十五年度と同様検出されなかったが、底質では四十五年度に比べ全般に高い値であった。

### 健康項目調査

県内の主要河川について一地点以上を調査したが、鉛（環境基準〇・一PPm以下）は、延べ五百二十九地点のうち白川の薄場橋一・六三PPm、球磨川の深木橋一・〇〇PPm、水俣川〇・七一PPm、長洲地先海域で〇・二六PPm、水俣の丸島漁港流入前〇・一八PPmと五地点で環境基準をこえた。

ヒ素（環境基準〇・〇五PPm以下）は、延べ五百二十九地点いずれでも環境基準以下かまたは検出されなかった。

シアン、カドミウム、六価クロム、総

## 騒音の現状と対策

### 1 騒音の現状

近年の急速な工業化、都市化の進展に伴い、工場や建設作業あるいは交通機関から発生する騒音による生活環境の悪化は著しく、また、騒音は人間の感覚に直接的な刺激を与える最も身近な公害問題であるだけに公害にかかる苦情のうち

水銀については、延べ四百四十九地点のいずれの地点でも検出されなかった。

### 2 水質汚濁の防止対策

県内各河川の現状は、前に述べたとおり、浦川、坪井川、井芹川、水無川等において汚濁が進行しており早急な対策が必要である。

したがって、まず県内各河川、海域について環境基準を設定し、その維持達成のため、水質汚濁防止法および条例による規制の強化を行なうほか、その前提として監視測定態勢の整備を行なう。

また、熊本市など人口が集中する地域では、工場などの排水とあわせて一般家庭からの生活排水による河川の汚濁が深刻な問題となっているが、この対策として、下水道施設、同終末処理施設の整備が必要である。

さらに、これらとあわせて中小河川のしゅんせつ等公共事業による強力な水質汚濁防止対策も必要である。

に占める割合はきわめて高い。またその態様も相隣関係的なものから航空機騒音のように広範囲にわたるものまで多種多様である。

騒音の発生源は、工場などに設置された機械やそこで行なわれる作業の種類によりさまざまであるが、金属加工工場の鑄造機、製材工場の帯のこ盤、丸のこ盤、

、板金作業、製かん作業等は騒音レベルが高く一〇〇ホンをこえるものもある。

### 自動車騒音

四十六年度に県内全部の自動車騒音の測定を行ったが、各市別の騒音レベルの平均値は人口、交通量が最も多い熊本市が六十七ホンと高く、荒尾市、玉名市がこれにつき、最低は牛深市の五十三ホンであった。

### 航空機騒音

近年の航空機のジェット化と運航便数の増加は、空港周辺の騒音を一層激化させ全国各地において問題になっている。本県においても四十六年四月に開港した新熊本空港に離着陸する航空機が熊本市および周辺市町村を低空で通過するため、住居密集地帯八十四地点において航空機騒音の測定を行なった。

騒音測定の結果は、いずれの地点においてもWECPL八五（国際民間航空機構が開発した国際騒音基準単位。八五は許容限度）を下回った。最高レベルを示したのは大津町森の七六であった。

この調査結果については、「新熊本空港周辺航空機騒音調査報告書」にまとめられている。

## 2 騒音防止対策

騒音規制法に基づき知事は、住民の生活環境を保全する必要がある地域として

熊本市ほか十市全域を指定した。この指定された地域においては当該市長の権限において騒音規制法による規制が行なわれている。

また、その他の町村の区域については、熊本県公害防止条例により法律と同様の対象施設と規制基準を設け規制を行なっている。

環境問題の深刻化に伴い四十七年三月条例の一部改正が行なわれ、騒音対策については、従来の特定工場に対する規制に加えて特定建設作業および特定作業か

ら発生する騒音についても規制を行なうこととした。また、従来、公安委員会関係の熊本県騒音防止条例によって規制されていた拡声機騒音および深夜営業に伴う騒音についても公害防止条例に取り込み騒音対策の一元化をはかった。

これら法律、条例による規制の徹底のほか、住居と工場等の分離、発生源の消音および騒音構造への変更、工場内における発生源の配置変更、建屋の構造の防音化、作業時間の変更等事案に応じた指導を行ない騒音防止をはかる。

む要求が高まっており、それは苦情等の件数の増加になって現われている。四十四年度から四十六年度までの県及び市町村が受理した苦情等の経年変化をみると、毎年百件から二百件の増加を示している。

四十六年度に県及び市町村が受理した苦情等の総数は九百二件であるが、これを公害の種類別に分類すると件数として最も多いのは悪臭の二百三十件であり、次いで水質汚濁、騒音、大気汚染という順位になっている。また、業種別では騒音については鉄鋼金属製品製造業及び木製品製造業にかかる苦情が多く、水質汚濁及び悪臭については養豚、養鶏にかか

## 公害に関する苦情・陳情と紛争処理

### 1 苦情等の状況

#### (1) 公害に関する県民意識

県は、四十六年十月県民意識調査を行なったが、公害にかかる調査結果をみると、「公害で悩んでいる」と答えたものが二九パーセントあり、これを種類別に分けると「騒音」が三六パーセントに達している。公害苦情の相談先については、市町村役場をあげたものが多いが、潜在的苦情が相当数存在することが考えられる。

### (2) 苦情等の概要

さまざまな世論調査の結果からみても、県民の快適な生活のできる環境を望

る苦情が大半を占めている。またその態様も相隣関係的なものから航空機騒音のように広範囲にわたるものまで多種多様である。

騒音の発生源は、工場などに設置された機械やそこで行なわれる作業の種類によりさまざまであるが、金属加工工場の鑄造機、製材工場の帯のこ盤、丸のこ盤、

四十六年度の県及び市町村全体の苦情等の処理率は七三・八パーセントであった。

### 2 公害紛争処理

#### (1) 熊本県公害審査会

四十五年、公害にかかる紛争の迅速かつ適正な解決をはかるため公害紛争処理法が制定され紛争処理制度が設けられた。この法律にもとづき本県では公害審査委員候補者を委嘱していたが、紛争の発生に確実に対処できる態勢をととのえるため四十六年九月熊本県公害紛争処理条例を新たに制定し、公害審査会を発足させた。

#### (2) 公害苦情相談員

県は本庁、県事務所および保健所に二十六名の相談員を置いて公害にかかる苦情について住民の相談に応じている。

騒音規制法に基づき知事は、住民の生活環境を保全する必要がある地域として

熊本市ほか十市全域を指定した。この指定された地域においては当該市長の権限において騒音規制法による規制が行なわれている。